

防災情報の共有化に関する専門調査会報告

平成15年7月

中央防災会議
「防災情報の共有化に関する専門調査会」

はじめに

すべての防災活動は情報を基に判断され行われるものであり、情報は、防災対策にとって根幹となる。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、これまで、防災情報共有に向けた数々の取り組みが鋭意行われてきたが、混乱する災害時には、様々な場面で情報の時間的・空間的空白が未だに生じることが想定される。

また、少子高齢化や地域コミュニティの変容等の社会状況の変化から、自助・共助・公助がバランスした効果的な防災対策がますます重要になってきており、これを支える防災情報の的確な共有が不可欠となっている。

一方、情報技術（以下、「IT」という。）の急速な進展は、より充実した防災情報共有を可能にするとともに、社会の情報共有の形を大きく変貌させ、かえって災害時に脆弱となる場合もあり、このような状況を踏まえた的確な防災情報共有を図る必要がある。

以上のようなことから、防災関係機関、住民、NPO、企業等の各主体の情報を有機的に連携させ、明確な戦略をもって確実に防災情報の共有化を図ることは、防災対策の中心的課題である。

本専門調査会は、平成14年7月の中央防災会議において、設置が決定され、同年10月から12回にわたり精力的に審議を重ねてきた。審議においては、政府が緊急に推進すべき防災情報システムの整備戦略の検討にも重点をおき、平成15年3月に「防災情報システム整備の基本方針（案）」をとりまとめ、同年同月に政府の基本方針として中央防災会議において決定された。

また、防災関係機関における情報共有化に加え、行政と住民、住民等同士の間における防災情報の共有、科学的防災情報の提供についても審議を重ねた。

本報告は、これらの審議結果をとりまとめたものである。今後、各防災関係機関は、住民等と連携し早期にその実現を図るとともに、特に国は全体の

着実な進展のための必要な支援・協力を実施していくべきである。

また、本報告は、防災情報共有化について、全体を通して体系的にとりまとめられたものとしては先駆的なものであり、今後も更に必要な改善を図っていくことが重要である。

目 次

はじめに

1 . 防災情報共有の現状と課題

- 1) 阪神・淡路大震災の教訓と残された課題 1
 - 組織横断的な情報共有
 - 自助・共助・公助がバランスした防災社会の確立
 - 防災機関の対応力の向上
- 2) 社会状況の変化への対応 2
 - 地域コミュニティの変容
 - 災害時要援護者への配慮
 - ライフスタイル等の変化
 - I T 社会への対応
- 3) 平常時からの防災への備え 3
 - 緊急時の的確な防災活動のための平常時からの情報共有
 - 災害への備えのための平常時からの情報共有
- 4) 科学的防災情報の的確な活用 4
 - 受け手の視点に立った提供
 - 不確かな情報への対応

2 . 防災情報共有化の基本的方向

- 1) 時間的・空間的な情報空白を解消 5
- 2) 情報活用体制を確立 5
- 3) 平常時からの防災情報の的確な共有・活用 5
- 4) 防災電子政府を構築 6
- 5) 防災情報共有推進体制を整備 6

3. 具体的施策

1) 防災機関内の情報共有化 7

迅速・的確な情報収集

- a. 被災全体像の早期把握の精度向上
 - b. 悪条件下における情報収集
 - c. 画像情報等の体系的収集
 - d. 防災情報システムを運用する人員体制の充実
- 信頼性の高い大容量防災通信ネットワークの整備
- a. 全国的な大容量防災通信ネットワークの整備
 - b. 通信網の相互利用
 - c. 通信施設等の被災対策

総合化による情報の有効活用

- a. 官民の施設管理情報等の活用
- b. 防災GISの整備
- c. 災害関係情報の体系的保存と活用
- d. 研究者等との連携

情報の共通化・標準化

- a. 防災情報共有プラットフォームの構築
- b. 現地における高度情報化
- c. 情報共有に当たっての役割・責任の明確化
- d. 緊急時の的確な情報運用

2) 住民等の間、住民等と行政の間の情報共有化 10

情報が確実に伝わる社会を実現

- a. 情報共有の実現に関する責任の明確化
- b. 多様な手段による情報提供
- c. 緊急な避難誘導に関する情報の確実な伝達
- d. 災害時要援護者等への確実な情報提供

e . 日常用いられている通信手段の耐災害性向上と輻輳の回避

f . 予備的な情報通信手段の確保

g . 情報伝達の確認・検証

住民等と行政との双方向の情報流通体制を確立

a . 情報の受け手のニーズへの的確な対応

b . 双方向性を持つ情報共有

c . 住民等からの情報収集

d . 住民等との連携の強化

平常時からの情報の的確な活用

a . 災害時の防災行動に関する平常時からの周知

b . リスクコミュニケーション（リスクに関する対話型情報共有）の実施

c . 地域の特性に応じた防災対策のための情報共有

d . 地域の災害関係情報の伝承と活用

マスメディアとの連携

a . 体系的情報提供と連携の強化

b . 情報提供体制の充実

ボランティア、NPO等への支援

a . 平常時からの情報提供を通じた活動支援

b . 災害時における活動の場の提供

3) 情報共有化の推進体制 14

防災計画に情報共有について規定

防災情報共有化推進会議

防災情報共有化研修・訓練の実施と責任者の設置

4 . 今後の課題 16

1 . 防災情報共有の現状と課題

防災対策にとって、情報は、平常時からの的確に災害に備えるためにも、災害時に状況に即応した緊急対応や復旧・復興等を行うためにも、最も基礎となるものであり、防災情報の共有は、特に災害の発生初期段階においては防災活動の根幹をなす。防災対策上の要請と近年の社会状況の変化に照らし、災害のそれぞれの段階における情報共有において、以下のような課題がある。

1) 阪神・淡路大震災の教訓と残された課題

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、防災関係機関（国、地方公共団体、指定公共機関等の防災に係る全ての部局を含む。以下同じ）における情報集約・伝達等に関して様々な改善が図られてきた。政府においては、被災状況をはじめとした総理官邸への情報集約の遅れの反省から、緊急参集体制や被害早期把握システムの整備等が進められ、地方においても情報集約・伝達体制が整えられてきた。これらの改善は、その後の災害発生時においても着実な成果を上げているが、以下のような課題を残している。

組織横断的な情報共有

これまでの改善は主に各機関内部のものであり、他機関の情報が横断的に流通するようになっていない面があることから、組織横断的な情報共有に向けての更なる改善が必要である。特に地方において災害対策の中核的な役割を担うべき都道府県や市町村に、情報が十分集約され、必要な箇所にわかりやすい形で伝達される体制づくりが急務である。

自助・共助・公助がバランスした防災社会の確立

大規模な地震や洪水による被害を極力少なくするためには、行政による公助に加えて、地域の住民、NPO、企業等の自助・共助により地域の防災力を高めることが極めて重要である。自助・共助がより効果的に行われるためには、これを支える情報の流通が不可欠であり、住民等のニーズを的確に把握し、それに合致した情報が確実に伝わる社会にしていく必要がある。

防災関係機関の対応力の向上

東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震等の発生が切迫し、洪水による大河川の破堤氾濫も懸念されている中で、これらの広域で大規模な災害に迅速・的確に対処するためには、災害の状況把握や各種の情報伝達についての防災関係機関の能力をより高める必要がある。その際、情報ネットワークの耐災害性を向上させ、災害現場をはじめとして応急対策活動従事者が迅速に防災活動ができるよう、情報の収集・伝達における負担軽減を図る。

2) 社会状況の変化への対応

地域コミュニティの変容

地域コミュニティにおける住民同士のつながりは、災害時等の共助の基礎である。都市部を中心として従来の地縁的なコミュニティが崩壊してきており、また、過疎化が進み、コミュニティの維持が難しくなっている地域がある。このため、従来のコミュニティや新たな知縁的なコミュニティ¹⁾における情報共有化を強力に推進していく必要がある。また、こうした防災情報共有が契機となり、地域コミュニティそのものの育成に繋がることが期待される。

災害時要援護者への配慮

少子高齢化や外国人の増加等に伴い、災害時に十分に情報が伝わらない人々への警戒避難情報の確実な伝達や、情報を受けても機敏な行動が取れない人々への対応が課題となっている。災害時要援護者に配慮した情報提供と、これらの人々を支援する地域コミュニティやボランティア等への的確な情報提供が必要である。

ライフスタイル等の変化

都市における地下空間利用の増加や 24 時間社会化、アウトドアスポーツの普及等により、情報が伝わりにくい場所にいる人々への警戒避難情報等の確実な伝達を図る必要がある。

IT社会への対応

インターネットの活用や通信・放送のデジタル化等により、情報の質や種類が多様化し、きめ細かな防災情報提供が可能となっている一方、社会全体のIT化に即した情報提供への転換も必要となっている。

また、情報通信機器を使いこなせない人の存在や、携帯電話等の普及に伴う輻輳問題の深刻化、IP電話²⁾のように安価だが災害時に脆弱なシステムの普及等、情報通信に関わる脆弱性が顕在化しており、災害時の利用を考慮したITの開発や普及を図る。

3) 平常時からの防災への備え

緊急時の的確な防災活動のための平常時からの情報共有

混乱した状況での的確な防災活動のためには、住民等においても防災関係機関においても、日頃から防災についての正確な知識を持つことが重要である。また、防災情報が的確に活用されるためには、日頃から情報の意味や活用の仕方等についての周知が必要である。また、伝達手段についても、平常時からその活用を図るほか、非常時にだけ特別に使用する手段について、日頃からその周知を図る。

災害への備えのための平常時からの情報共有

災害に強い安全な地域づくりを目指して、家庭における備蓄や住宅等の耐震化、防災上適正な土地利用等を促すために、災害やその備えについての住民の正しい認識を広めていく。

阪神・淡路大震災をはじめとして、これまで災害発生を契機に高まった防災意識も、時とともに風化するのが実情である。こうした風化を防ぎ、的確に備えた安全な地域づくりを進めていく上でも、防災情報共有化により、平常時の防災意識を高めることが重要である。

4) 科学的防災情報の的確な活用

受け手の視点にたった提供

科学技術の進展に伴い、防災活動やその判断に利用される台風・洪水・地震・火山噴火等の自然災害についての予測や評価等の情報（以下、「科学的防災情報」という。）の提供が、より正確かつきめ細かく行えるようになってきている。被害の軽減を図るため、住民等や防災関係機関に理解され、よりの確に防災対策に活用できるよう、受け手のニーズを十分踏まえた情報の整理・提供等がなされる必要がある。

また、情報提供体制が整うに従い、津波の場合のように本来即座に行うべき避難等の自己判断を遅らせてしまうことがないように、情報の適切な活用について周知を図る。

不確かな情報への対応

科学的な側面を持つ不確かな情報が流布することによる風評被害等の発生や、インターネットの普及により不確かな情報が急速かつ広範囲に伝播することへの対策を講ずる。

2. 防災情報共有化の基本的方向

情報の面から見た防災対策の課題を踏まえ、以下のような方向で、3年程度を目標に防災情報共有化を図るべきである。

1) 時間的・空間的な情報空白を解消

災害時には通常の情報通信に支障を来し、住民等の情報連絡が困難になること、被災直後や夜間には状況把握が困難であること、激甚な被災地域内ほど情報が欠落し、被災地域や周辺地域に十分に情報が伝わらないこと等の「情報空白」問題を、情報の迅速な収集と確実な伝達等の情報共有によって解消し、住民等が情報入手・連絡でき、防災関係機関全体が迅速かつ的確に情報の収集・伝達・提供できる体制を確立する。

2) 情報活用体制を確立

災害時にも住民等がより円滑に情報活用できるよう、緊急時の情報拠点の確保やマスメディア・ボランティア・NPO等との連携体制を確立する。

防災関係機関においては、時々刻々変化する状況を掌握し、迅速・的確に状況判断や意思決定を行うために、体系的に情報を整理するとともに、情報の収集・伝達等のために応急対策に取り組む防災関係者の負担を大幅に軽減する等、災害現場において情報システムを的確かつ効果的に活用できる体制を確立する。

3) 平常時からの防災情報の的確な共有・活用

災害時に防災情報が的確かつ円滑に活用されるためには、平常時から防災情報について理解し、その活用を図ることが不可欠である。また、多大な犠牲を払って得られた過去の災害の情報や教訓を蓄積・解析し、繰り返される災害への対策に活かすことが重要である。このため、平常時からの防災情報の共有・活用を体系的に推進するとともに、日常の活動に活かす。

4) 防災電子政府を構築

実際の行動に役に立つ情報流通を確保するためには、情報の質の向上を図るとともに、大容量のデータ交換等による情報の収集・伝達・蓄積等が的確かつ円滑に行われる必要がある。防災情報の共通化・標準化を図り、セキュリティ及び災害時の信頼性の確保にも配慮した、ITを駆使した円滑な防災情報体制を構築する。

5) 防災情報共有推進体制を整備

防災情報共有化を的確・確実に推進するため、各機関は防災情報の共有を防災対策の重要な柱として明確に防災計画等に定める。

防災情報を共有するシステムの整備については、政府において一体的に推進する仕組みを設け、早期にシステムの実用化を図る。

3. 具体的施策

防災情報の的確な共有を進めるため、以下のような具体的施策を進めるべきである。

1) 防災関係機関内の情報共有化

迅速・的確な情報収集

a. 被災全体像の早期把握の精度向上

人工衛星や航空機からの画像情報等の実情報と、被災の全体像等を即時に把握するコンピューター推計情報（E E S³）等を組み合わせ、被災全体像の早期把握の精度を向上する。その際、電力供給状況データ等官民を問わず各機関が保有する施設管理情報等を集約し、有機的に連携して被災の全体像等の早期把握に活用する。

b. 悪条件下における情報収集

暗視カメラや衛星・レーダー画像、災害用ロボット等の活用により、夜間、悪天候等の悪条件下での情報収集体制を確立する。

c. 画像情報等の体系的収集

ヘリコプター搭載カメラや地上カメラによる画像情報等を体系的に収集する体制を確立する。また、人工衛星や偵察機等の画像情報から広域的な被害を早期に把握するシステムを構築する。全地球測位システム（GPS）や準天頂衛星⁴等を活用し、災害時でも確実に位置情報を把握し、的確な防災活動を実施する。

d. 防災情報システムを運用する人員体制の充実

情報システム等が迅速・的確に機能し活用されるよう、それらを行う防災関係者の体制の早期立ち上げに必要な、体制の拡充等の改善を図る。

また、現地における被災情報等の早期収集を図るため、応急対策に取り組む防災関係者がITを活用して円滑に情報収集をする等の体制を整える。

信頼性の高い大容量防災通信ネットワークの整備

a．全国的な大容量防災通信ネットワークの整備

国、地方公共団体等の防災関係機関間の情報通信網のデジタル化⁵⁾や大容量化等を行い、画像をはじめとする大容量データ通信を可能とする全国的な大容量防災通信ネットワークを体系的に整備する。

b．通信網の相互利用

防災関係機関が保有する通信回線等を、防災対策のため各機関間で相互に接続・利用できる体制を確立する。災害発生時等の緊急時にこれらの通信回線の目的外使用等を可能とするために必要な制度を整備するとともに、平常時から円滑な運用のために必要な訓練等を行う。

c．通信施設等の被災対策

災害発生時の混乱期においても確実に情報伝達等が行われるよう、情報通信施設そのものの耐災害性の向上や衛星回線や移動式の通信手段の活用による通信回線の多重化等により、防災情報体系全体の災害に対する信頼性を確保する。

総合化による情報の有効活用

a．官民の施設管理情報等の活用

各種被災情報に加え、官民の施設管理情報や防災モニターからの情報等を集約し、これらの情報を総合的にまとめることにより、被害や個々の対策等の関連情報を含んだ情報として把握するシステムを整備する。

b．防災GISの整備

地理情報システム（GIS）上で防災情報を総合化する防災GISを整備し、被災や復旧の状況を正確・迅速に把握し、防災関係機関の共通情報として防災活動を支援するとともに、わかりやすい地図情報として社会に随時提供する仕組みを構築する。

c．災害関係情報の体系的保存と活用

多大な犠牲を払って得られた過去の災害の様々な情報や教訓を保存・蓄積し、繰り返される災害に対する対策の進展に活かすため、情報

の集積・保存・解析・活用を体系的に行うシステムを整備し、情報を必要とする関係者の円滑な利用を推進する。

d．研究者等との連携

火山噴火予知連絡会等のように、研究者の意見を行政に反映できる仕組みを設ける。行政は自らの発信した防災情報へのフォローアップを実施する。

情報の共通化・標準化

a．防災情報共有プラットフォームの構築

防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、国、地方公共団体等の各機関の情報を共通のシステムに集約し、その情報にいずれからもアクセスできる「共有プラットフォーム」を構築する。また、セキュリティに関する対応も含め円滑な運用のためのルールを定める。これを前提としたシステムの整備を国・地方公共団体等が計画的に進める。

b．現地における高度情報化

現地における判断の的確化と大幅な負担軽減を図るため、現地での情報収集・伝達におけるIT化を進めるとともに、災害対策本部等が集約した情報を現地へ戻す体制を構築する。

c．情報共有に当たっての役割・責任の明確化

防災情報の収集・解析・伝達・提供のそれぞれの過程において、情報の送り手と受け手の役割を明確化し、責任体制を確立する。特に、被災現地に近い地方レベルにおける国、地方公共団体、地域住民等の間での横断的な情報流通についての役割・責任等を明確化する。

即時的地震情報や火山噴火予知情報等の提供における関係機関の役割と責任を明確化し、防災関係機関や住民等の防災活動に役立つ総合的な予警報体制を確立する。

d．緊急時の的確な情報運用

現地対策本部等に様々な情報源から寄せられる要請や物資調達等の

情報に対する一元的な対応、関係機関相互における情報共有等についての運用マニュアルを整備する。また、携帯電話やIP電話の急速な普及、準天頂衛星システムの開発等の社会状況変化も踏まえて、緊急時の一般回線による情報伝達を点検し、確実な伝達を確保するために必要な改善を図る。

2) 住民等の間、住民等と行政の間の情報共有化

情報が確実に伝わる社会を実現

a. 情報共有の実現に関する責任の明確化

防災関係機関は、誰が、誰に、どのような情報を、いつ提供するかという平常時及び災害時の情報共有の責任を明確化する。

b. 多様な手段による情報提供

防災関係機関は、市町村防災行政無線、電話、携帯電話、インターネット、電子メール、テレビ、ラジオ等の日常使われている様々な手段により一斉に情報提供し、情報を必要とする受け手にあまねく伝わるようにする。

市町村防災行政無線及び地域衛星通信ネットワーク等の全国的な整備・デジタル化を図り、住民等への通信手段の多様化を進める。

重要な情報は、確実に伝わるよう単純化して繰り返し提供する。また、信頼性の高い機関による継続的な情報提供と不確かな情報についての迅速な訂正、情報の真偽に関する問い合わせ窓口を設置する。

c. 緊急な避難誘導に関する情報の確実な伝達

豪雨時の地下空間への浸水や土石流、津波や高潮、地震時の市街地大火等の、緊急に必要な避難誘導に関する情報が、確実かつ迅速に伝わる情報伝達体制を確立する。

d. 災害時要援護者への確実な情報提供

災害時の情報収集が困難な情報弱者に対して、確実に緊急情報が伝わるよう、光・音・振動・文字等の形式の情報を各種伝達手段により提供

する。災害時に情報の入手や行動が遅れがちな災害時要援護者が、早めに時間的余裕を持って行動できるような情報提供を行う。また、電子メールによる緊急通報への対応等を通じて、災害時要援護者からの通報にも的確に対応できるようにする。

e．日常使われている通信手段の耐災害性向上と輻輳の回避

防災関係機関は、住民等に日常的に使われているインターネット、電子メール、電話、携帯電話等が、災害時の連絡手段として利用できるかどうかを調査し、その結果を公表する。

携帯電話の急速な普及を踏まえ、早急に携帯電話による安否確認システムや110番、119番等への優先接続の実現、風水害時にも使用できるための耐水性の向上を図る。

電話の輻輳対策として、不要不急の通話の自粛や、災害用伝言ダイヤル⁶⁾の利用等の周知を図る。また、通信負荷を軽減するために、災害時通話時間の制限、通信と放送の組み合わせ利用⁷⁾等を検討する。

また、停電や水濡れにより先端的な機器が機能停止する場合に備えて、拡声器や貼り紙等を活用した情報伝達や白地図を利用した情報整理等の体制を整えておく。

f．予備的な情報通信手段の確保

国及び地方公共団体は、郵便局、図書館、学校やコンビニエンスストア等への情報端末の配置や、街頭テレビや街頭文字パネルの整備等、災害時に住民等が非常連絡手段として共用できる情報拠点を整備する。また、従来の公衆電話や高機能型公衆電話⁸⁾の必要数の確保を図る。

g．情報伝達の確認・検証

防災関係機関は、一方的に情報を提供するだけでなく、確実に受け手に伝わったか、受け手がどのような行動をとったかを確認しながら情報を提供する。このため、受け手が情報を受信したことを確認するアンサーバックや、住民等がとった行動を把握することで情報の伝達を確認・検証しながら行う確実な情報提供について検討する。

住民等と行政との双方向の情報流通体制を確立

a．情報の受け手のニーズへの的確な対応

防災関係機関は、受け手の情報ニーズの体系的な整理を、継続して徹底に行うこととし、定期的な世論調査やアンケート調査、地域ぐるみでの実践的な訓練を通じて情報ニーズを分析する。また、情報の提供にあたっては、受け手の的確な行動判断につながるように、とるべき行動等の情報を付加する。

b．双方向性を持つ情報共有

平常時から広く国民が防災情報等に容易にアクセスし、その活用が図れるよう、情報提供窓口を集約するとともに、総合的な情報アクセスを可能とする防災情報ポータルサイト（インターネット上に整理された総合情報窓口）や防災情報提供センターを的確に運用し、その周知を図る。災害時には、被災地内に行政やボランティアの機能を集約したアシスタントセンター⁹⁾等を設置し、住民等からの多様なニーズに対しワンストップサービス¹⁰⁾を提供することで、確実な情報提供と情報入手にかかる労力軽減を実現する。また、インターネット等による災害時の行政サービスを強化する。

c．住民等からの情報収集

広く一般からの情報収集、住民・物流業者等の防災モニターを通じた情報収集等により、迅速できめ細かな状況把握を図る。特に、市町村が中心となり、インターネット等を通じて地域住民が持つ情報を集約し、住民のニーズに対応した情報提供に反映する。

d．住民等との連携の強化

防災関係機関と住民、NPO、企業等との災害発生時の防災情報共有の場を、NPO等が中心となってネットワーク上で確立する。日常のコミュニティ活動の中で、防災関係機関と住民等とのつながりを強化しておき、災害発生時の防災情報共有を円滑に行う。

平常時からの情報の的確な活用

a．災害時の防災行動に関する平常時からの周知

住民等が混乱した状況下において、限られた時間に迅速かつ的確な防災行動をとることができるよう、ハザードマップ¹¹⁾等を活用し、平常時から災害時にとるべき行動と防災情報の意味、根拠等について周知を図る。国及び地方公共団体は、ハザードマップ等の整備促進や活用のために必要な措置を講じる。

また、e-ラーニング（インターネットを通じた防災学習）の活用をはじめ、研修会・講習会・防災訓練の開催等多様な手法を用いて、防災関係者のみならず広く住民一般に対し、防災・危機管理に関する知識・情報の普及・啓発を図る。

b．リスクコミュニケーション（リスクに関する対話型情報共有）の実施

地域の住民、NPO、企業等に研究者も参加し、身近な危険の認識や実際の防災行動につながるよう、日頃からリスクや備えに関する情報を共有する。

c．地域の特性に応じた防災対策のための情報共有

ハザードマップ等の整備・活用を通じて地域の身近な危険を住民や企業が自ら点検し、認識を深め、家屋の耐震化の推進、防災上適正な土地利用の誘導、津波からの避難意識の向上等、住民等が平常時に行うべき災害に対する備えを推進する。

d．地域の災害関係情報の伝承と活用

災害に関する様々な情報や教訓を効果的に伝承するため、過去の災害の経験者や災害関係情報に通じた人を囲み、地域の危険に対する備えを話し合い、日常生活の中で生きた習慣として活用するための場の設置や、情報の収集・整理を進める。

マスメディアとの連携

a．体系的情報提供と連携の強化

防災関係機関は、事前にどのような時にどのような情報を伝えるかを明らかにしておき、災害時にはマスメディアに随時、情報提供する体制を確立する。また、単なる結論だけではなく情報の根拠や目的等に関する情報を付与して提供する。これらについて、平常時から緊密な意見交換を行う等の連携を図る。

b．情報提供体制の充実

防災関係機関は、災害の現状や提供した情報の内容に関して、責任を持って問い合わせに対応できるスポークスマンを設置し、継続的に対応する。また、平常時からスポークスマンの人材育成と災害時に備えた連携・交流を深める。

ボランティア、NPO等への支援

a．平常時からの情報提供を通じた活動支援

防災関係機関は、防災に関するボランティア、NPO、自主防災組織、地域コミュニティ、企業等が行う防災活動を支援する。地域において、災害時の共助の役割分担や平常時の避難訓練等を考えるために、その基礎となる情報を提供する。また、全国的なワークショップの開催や全国的な活動事例に関する情報を収集・提供する等、NPO等のネットワークの形成を情報の提供によって支援する。

b．災害時における活動の場の提供

基幹的広域防災拠点等にボランティアやNPO等が活動するために必要な情報機器を整備した活動場所を提供する。被災地内に設置されるアシスタントセンター等の中に、活動のための場所を提供するとともに情報連携を図る。

3) 情報共有化の推進体制

防災計画に情報共有について規定

防災関係機関は、互いに連携しながら防災情報の共有を着実に推進するため、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に防災情報共有に関する項目を設け、防災情報共有の目標、主体、実施内容等を明確に定める。

防災情報共有化推進会議

政府は、防災情報システムの戦略的・計画的な整備を図るための実行計画の検討、実施状況等のフォローアップ、総合調整等を行う防災情報共有化推進会議を設置する。また、各都道府県ごと、さらには複数都道府県にまたがって国、地方公共団体、指定公共機関等が参加して、防災情報の共有化を推進するための場を設ける。

防災情報共有化研修・訓練の実施と責任者の設置

防災関係機関内における防災情報共有体制の点検や、訓練・研修を実施する防災情報の共有に関する責任者を明確に定め、組織における情報共有化を確実に推進する。また、実践的な訓練や実際の災害が起こる度にその経験をもとに速やかに体制を見直す。

4 . 今後の検討課題

防災情報共有をよりの確に進めるため、今後、以下の事項についてさらに検討し、その結果を踏まえて具体化を図るべきである。

- 1) 防災関係機関とマスメディアとの具体的連携方策
- 2) 住民等における災害時の情報通信手段の具体的確保策
- 3) 住民等の中において、防災情報の共有を調整する人や団体の育成・支援
- 4) 企業、NPO等も参加し、充実した地域コミュニティにおける防災情報のあり方
- 5) 災害経験や教訓についての国際的な情報共有

注 釈

1) 新たな知縁的なコミュニティ (2頁)

町内会や自治会などのように、地域の繋がりに根ざすコミュニティ(地縁)に対して、ボランティア、NPO、商店街ネットワークなどのように、知的好奇心や共通の興味をもとにして集まり結びついた、地域を越えた人の繋がり。

2) IP電話 (3頁)

IP(Internet Protocol)電話とは、インターネット通信技術により音声を伝送することを可能とした電話。防災上の観点からは、今後、データや映像を組み合わせた多様なサービスへの可能性も広がると考えられているが、現在のところ、110番、119番等の緊急通報サービスが受けられない場合があるなどという脆弱性も指摘されている。

3) EES (7頁)

政府の地震被害早期評価システム(Early Estimation System)のこと。地震発生直後の情報が限られた状況下で、被害規模の概要を短時間で推計するもので、応急対策などに関して迅速で的確な判断のための情報提供を行うことを目的として開発し、平成8年度より運用を開始。推計に当たっては、過去の地震災害のデータを参考として、被害規模の大まかな推計を行う。

4) 準天頂衛星 (7頁)

静止軌道を約45度傾けた軌道に、複数の衛星を組み合わせる配置することによって、常に1つの衛星が日本の天頂付近に見えるため、高層ビル等の影響が少なく、高品質な通信・放送・測位が可能となり、災害時の利用についても期待されている。

5) 情報通信網のデジタル化 (8頁)

データを圧縮・多重化することにより、大容量のデータを高速かつ高品質に配信することが可能なデジタル回線に切り替えること。これにより、画像情報の提供などが可能となる。

6) 災害用伝言ダイヤル (11 頁)

大規模な災害が発生した際に設置される、被災地内の人とその他の地域の人々との間で、安否等の情報を音声により伝達する「声の伝言板」。これにより被災地の人々が録音した情報を聞くことができる。

7) 通信と放送の組み合わせ利用 (11 頁)

災害時の通信負荷の軽減を図るため、同時に多数の人に同じ内容の情報を発信する場合には、テレビ、ラジオなどのマスメディアなどの「放送」を活用し、当事者間の重要な連絡をする場合にのみ、電話などの「通信」を限定的に利用するという考え方。

8) 高機能型公衆電話 (11 頁)

通話以外の機能が付加された公衆電話のこと。具体的には 大型ディスプレイを有するもの、赤外線通信機能を有するもの、電話帳機能を有する IC カードに対応したものなどがあり、災害時の情報端末としての利用も可能。

9) アシスタントセンター (12 頁)

被災地内に設置された、行政やボランティアの機能を一ヶ所に集約した場所。ニューヨークで発生した同時多発テロでは、ファミリーアシスタントセンターが設置され、被害者及びその関係者が、手続き、相談、支援が受けられる機能を有していた。

10) ワンストップサービス (12 頁)

急速に進展しつつある情報通信技術を活用し、住民等に対しパソコン又は身近な場所で各種の行政サービスを提供する仕組み。オンライン化等により、その箇所又は回数の減少を進め、究極的には 1 箇所又は 1 回で各種の行政サービスを提供することにより、住民等の負担軽減、利便性の飛躍的向上及び官民を通じた事務処理の簡素化・効率化を図るもの。

11) ハザードマップ (13 頁)

地震、火山、洪水、津波、高潮などの災害について、その規模や場所、形態などを推定し、地図上に表したもの。さらに、避難場所、避

難経路、災害に関する基礎知識などを併記して、災害時に備えた危険の認識のための資料として用いられることも多い。

中央防災会議「防災情報の共有化に関する専門調査会」委員名簿

(敬称略、五十音順、 : 座長、 : 座長代理)

秋本敏文	市町村職員中央研修所学長
阿部勝征	東京大学地震研究所教授
生田長人	東北大学大学院法学研究科教授
大森義夫	日本電気株式会社取締役専務
岩倉博	元電気通信大学電気通信学部教授(故人)
岡田弘	北海道大学大学院理学研究科教授
貝原俊民	財団法人阪神・淡路大震災記念協会理事長
片山恒雄	独立行政法人防災科学技術研究所理事長
川合正矩	日本通運株式会社取締役
小嶋富男	NHK報道局気象・災害センター長
沢田秀男	横須賀市長
志方俊之	帝京大学法学部教授
重川希志依	富士常葉大学環境防災学部教授
白石真澄	東洋大学経済学部助教授
土岐憲三	立命館大学理工学部教授
平野啓子	語り部・キャスター・武蔵野大学非常勤講師
廣井脩	東京大学社会情報研究所教授
藤井友竝	財団法人河川情報センター理事長
森下俊三	東日本電信電話株式会社副社長
山脇晴子	日本経済新聞社文化・事業局文化事業部長